

公益財団法人日本健康・栄養食品協会 特別用途食品制度の活用に関する研究会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「特別用途食品制度の活用に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

(目的)

第2条 特別用途食品が積極的に活用・供給されるために、特別用途食品制度（以下「本制度」という。）の課題並びに今後のあり方を調査・研究し、本制度の活性化を目指す。

(設置)

第3条 研究会は、公益財団法人日本健康・栄養食品協会（以下「協会」という。）栄養食品部に設置する。

(設置期間)

第4条 研究会の設置期間は、幹事会にて定める期間とする。ただし、期間内で目的に達しない場合は、幹事会にて協議の上、延長或いは中止等の判断ができる。

(所管事項)

第5条 研究会は、協会の事業運営方針に従い、次の事項について調査・研究を行う。

- (1) 本制度における許可基準型病者用食品「低たんぱく質食品（病者用食事セット等を含む）」に関する事項
- (2) 本制度における許可基準型病者用食品「総合栄養食品」に関する事項
- (3) 本制度における「えん下困難者用食品（とろみ調整食品を含む）」に関する事項
- (4) 特別用途食品の製造販売企業におけるプロモーションコードに関する事項
- (5) 特別用途食品の普及啓発に関する事項
- (6) 上記に含まれない事項については、幹事会において協議し、栄養食品部長の同意を得て定める。

(研究会の構成員)

第6条 研究会の構成員は、栄養食品部の会員企業に属する者であることとし、望ましくは日本流動食協会又は日本メディカルニュートリション協議会（以下「2団体」という。）の加盟企業に属する者であることとする。

2 研究会に参加を希望する企業は、所定の参加申込書に構成員となる者を指名して協会

に提出するものとする。

3 栄養食品部の会員企業のうち2団体のいずれにも加盟していない企業から、研究会への参加希望があった場合は、次の基準に沿って研究会の幹事会において審議し、栄養食品部長の同意を得て決定することとする。

- (1) 研究会の趣旨に賛同し、積極的に活動すること。
- (2) 設置期間内において、所管事項以外の協議を行わないことに賛同すること。
- (3) (1)(2)を必要に応じ、幹事会又は栄養食品部長による面談において確認すること。

4 研究会の構成員が、退職、異動等やむを得ない理由により、研究会に参加できなくなった場合、構成員が属する会員企業は、構成員変更届の提出によって、交代する構成員を指名することができる。

(座長)

第7条 研究会に座長を置く。

2 協会は、本制度に幅広い見識を持ち、公正な立場で研究会を運営しうるものより座長を選出する。

3 座長は、研究会の会務を総理する。

4 座長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

5 座長は、必要に応じて研究会の構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(研究会総会)

第8条 座長は、必要に応じて研究会の総会を招集し、その議長となる。

2 研究会の総会での決議事項は、出席した構成員の属する会員企業の過半数の賛同をもって決するものとする。

3 決議する内容等については、事前に幹事会で協議し、座長及び栄養食品部長の承認を得るものとする。

(幹事会)

第9条 座長は、研究会の業務及び運営に関する重要事項を協議する機関として、幹事会を設置することができる。

2 幹事会の幹事は、座長が研究会の構成員の中から指名するものとする。

(分科会)

第10条 座長は、幹事会の下に分科会を置くことができる。

- 2 分科会は主として所管事項で掲げた各々の事項を遂行するものとする。
- 3 分科会のリーダーは、幹事会で指名することとし、リーダーは分科会の会議を招集し、その議長となり、迅速かつ能率的な会議の運営に努めなければならない。
- 4 リーダーはサブリーダーを指名することができ、リーダーに事故があるとき又は不在のときは、その責務を代行する。
- 5 リーダーは必要により、栄養食品部長の同意を得て、当該調査研究事項に関して識見を有する者を会議等に招致することができる。

(代理者の出席)

第11条 会議に研究会の構成員がやむを得ない理由により出席できない場合には、事務局の承認を得て、代理者を出席させることができる。

(事務局)

第12条 研究会の事務局は、栄養食品部に置く。

- 2 事務局は研究会の運営に関する業務を掌理する。
- 3 事務局は研究会総会、幹事会、並びに分科会の議事録を作成する。
- 4 事務局は栄養食品部長が指名する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は、幹事会において協議し、栄養食品部長の同意を得て定める。

附則

この要綱は、平成25年7月30日から施行する。

この改定要綱は、平成26年10月1日から施行する。

この改定要綱は、平成29年4月1日から施行する。